

# 下関市立大学相談支援センター規程

令和 2 年 5 月 1 日

規 程 第 3 6 号

改正 令和 2 年 7 月 31 日規程第 60 号  
令和 3 年 3 月 23 日規程第 35 号  
令和 7 年 2 月 26 日規程第 3 号

(目的)

第 1 条 下関市立大学に、学生及び教職員（以下「学生等」という。）の心身の健康等に関する修学及び生活上での相談支援体制を整備し、健全な大学生活を保障することを目的として、下関市立大学相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 相談支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生等の心身の健康に関する相談への対応及び指導
- (2) 学生の修学上及び学生生活上に関する相談への対応
- (3) 学生等のハラスメントをはじめとした第三者によって心身の健康が阻害されていると思われる事案（以下「ハラスメント等事案」という。）に関する相談対応及びカウンセリング並びに助言
- (4) 学生等へのハラスメント等事案防止対策（啓発活動、研修の企画・実施等）
- (5) 教育的ニーズのある学生に対するインクルーシブ教育支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか修学上及び生活上の相談への対応及び支援等に関し必要な業務

第 3 条 削除

(相談・支援部門)

第 4 条 相談支援センターに、次に掲げる部門を設ける。

- (1) 健康相談部門（主に第 2 条第 1 号の業務を行う。）
- (2) 生活・学習相談部門（主に第 2 条第 2 号の業務を行う。）
- (3) ハラスメント相談部門（主に第 2 条第 3 号及び第 4 号の業務を行う。）
- (4) インクルーシブ教育支援部門（主に第 2 条第 5 号の業務を行う。）

2 各部門は、互いに緊密な連携を図り、業務を遂行するものとする。

(統括)

第 5 条 相談支援センターの組織及び運営等については、学生支援を担当する副学長が統括する。

(組織)

第 6 条 相談支援センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 相談支援センター長

- (2) 専門相談員 3名以上
- (3) その他必要な職員 若干名

2 前項第2号の専門相談員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 保健師又は看護師
- (2) カウンセラー（精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、認定心理士その他これらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。）
- (3) 特別支援教育相談員（特別支援学校教諭1種免許状所持者、特別支援教育士（スーパーバイザー含む。）その他これに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。）

3 健康相談部門の専門相談員として、保健師又は看護師を1名以上置く。

4 生活・学習相談部門及びハラスメント相談部門の専門相談員として、カウンセラーを1名以上置く。

5 インクルーシブ教育支援部門の専門相談員として、特別支援教育相談員を1名以上置く。

（相談支援センター運営会議）

第6条の2 相談支援センターに相談支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、学生支援を担当する副学長、教育・学生支援機構長、相談支援センター長及び専門相談員をもって組織する。

3 運営会議は、第2条に規定する業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

4 運営会議は、必要に応じて運営会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（専門相談員の業務）

第7条 専門相談員は、次の業務を行う。

(1) 学生等からの健康及びハラスメント等、学習ニーズに関する相談を受け付けること。

(2) 相談者の訴えをよく聞いて問題の整理を手伝い、解決に向けて助言すること。

(3) 必要に応じて、他の専門家を紹介すること。

(4) 相談の内容に応じて、調整及び調停、仮の措置、調査請求等の手段を相談者に提示・説明し、相談者の意思を確認すること。

2 専門相談員は、相談を受けたときは、その記録を作成し、速やかにその概要を相談支援センター長に報告し、当該報告を受けた相談支援センター長は、第5条の副学長に報告しなければならない。

3 専門相談員は、相談者本人が当該事案に関する調整を求め、調停を申し立て、又は調査請求をする場合、これを援助する。

4 専門相談員は、相談の内容に鑑みて、事態が重大であり、緊急に対応する必要が

あると判断したときは、その旨をその理由とともに直ちに相談支援センター長及び第5条の副学長に報告しなければならない。

(倫理公平委員会設置の要請)

第7条の2 前条第2項又は第4項の報告を受け、当該事案に対応するため調整、調停、仮の措置及び調査等の措置が必要な場合は、相談支援センター長は、理事長に報告するとともに倫理公平委員会の設置を要請するものとする。

(守秘義務)

第8条 第2条各号に掲げるもののうち、個人の秘密に属するものについては、これを漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、相談支援センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学生支援を担当する副学長が定める。

附 則

1 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 公立大学法人下関市立大学ハラスメント防止規程(平成29年規程第19号)

(2) 下関市立大学健康相談室運営規程(平成19年規程第76号)

3 この規程の施行の際、前項の規定により廃止される組織等が現に処理中の事案は、その事案の内容等に応じ、第3条に規定する倫理公平委員会又は第4条に規定する相談支援センターの各部門にそれぞれ引き継ぐものとする。

附 則(令和2年7月31日規程第60号)

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則(令和3年3月23日規程第35号)

この規程は、令和3年3月23日から施行する。

附 則(令和7年2月26日規程第3号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。